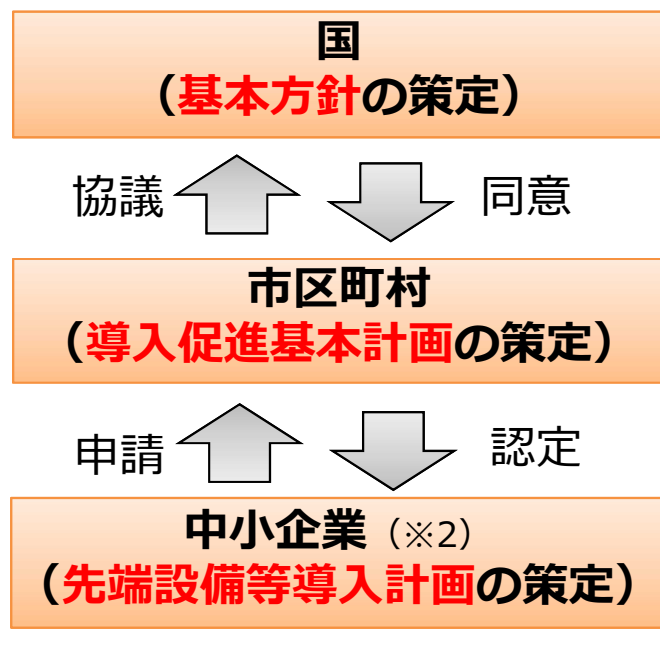


No.	85		R3 予算額	
事業名	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		府省庁名	中小企業庁
概要	先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、市町村の判断により、固定資産税を3年間1/2に軽減、さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間1/3に軽減することで、中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組みを支援。			
支援対象	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）	補助率	固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は以下の期間1/3に軽減。 ・R6年3月までに取得：5年間 ・R7年3月までに取得：4年間	
対象事業	市町村より認定を受けた、年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された下記の設備。（※1） 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） ※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く （注）生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないことが要件となります。			
支援内容	固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。さらに賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合は以下の期間1/3に軽減。 ・R6年3月までに取得した設備：5年間 ・R7年3月までに取得した設備：4年間			
離島での実績				
備考	○先端設備等導入計画の実績（令和4年12月末時点） ・固定資産税をゼロとした自治体数：1,660自治体 ・設備投資の認定件数：70,512件 ・見込まれる設備台数：745,996台 ・見込まれる設備投資額：約2兆3,740億円			
担当部署	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課			
連絡先	03-3501-1816			
参照 HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html			

- 中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組みを後押しするため、**市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援**。
- 認定を受けた中小企業の設備投資については、地方税法において、市区町村の判断により、新規取得される償却資産に係る**固定資産税が3年間1/2、さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間（※1）1/3に軽減される特例措置**を講じた。
- 適用期間は**令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間**。

**POINT!**

1

市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に所在している中小企業が対象

2

年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

(※1) 令和6年3月末までに取得された設備は5年間、令和7年3月末までに取得された設備は4年間にわたって1/3に軽減される。

(※2) 中小企業等経営強化法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る。

No.	86		R5 当初予算	77 百万円の内数
事業名	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業		府省庁名	中小企業庁
概要	ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5 地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組を行う際に必要な経費等を支援する。			
支援対象	中小企業等	補助率	2 / 3 以内、1 / 2 以内 ※詳細は支援内容を参照	
対象事業	<p>主な補助対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 地域以上（※）で課題解決を実証する事業 <p>※広域型は 10 地域以上、さらなる広域型は 15 地域以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・社会課題の解決と収益性の両立を目指す取組み ・ 実証するビジネスモデルが持続可能であるもの 			
支援内容	<p>通常型：（中小企業等）補助対象経費の 2/3 以内（上限額：3,000 万円）</p> <p>広域型：（中小企業等）補助対象経費の 2/3 以内（上限額：4,000 万円）</p> <p>（中小企業以外の地域未来牽引企業等）</p> <p>補助対象経費の 1/2 以内（上限額：4,000 万円）</p> <p>さらなる広域型：（中小企業等）補助対象経費の 1/2 以内（上限額：4,000 万円）</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課			
連絡先	03-3501-1767			
参照 HP	https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kigyou_kyousei/index.html			

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

令和5年度予算額

7.7 億円 (6.5 億円)

事業の内容

事業目的

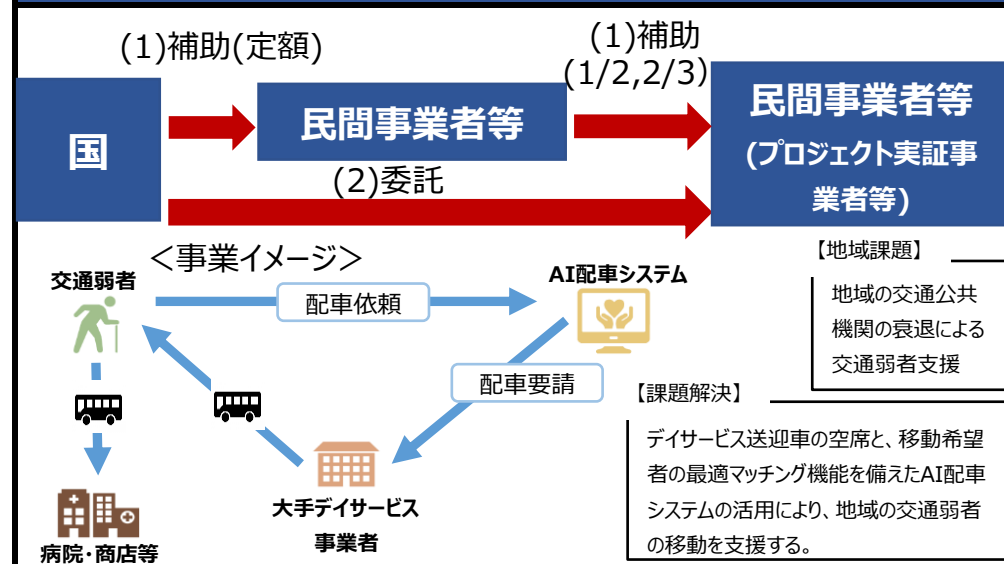
地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要です。このため、地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）や、地域の企業群に対して、人材の獲得・育成・定着を行う取組等を支援するとともに、地域で持続的に課題解決を行うために、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築を目的とします。

事業概要

(1) 広域的課題解決実証プロジェクト、地域戦略人材確保等実証事業ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組を行う際に必要な経費の一部を支援します。また更なる広域展開を行う場合は、支援を拡充します。また、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、金融機関等の地域の関係機関と連携しつつ、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保・域内でのキャリアステップの構築等の総合的な取組を行うことを支援します。

(2) 地域・社会課題解決に向けたマッチング、社会的インパクト評価
地域・社会課題のオープン化を促すための地方公共団体向けのセミナーや一緒に解決を目指す企業とのマッチング機会等を作るとともに、地域・社会課題解決事業の社会的インパクト評価を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

- (1) 広域的課題解決実証プロジェクト、(2) 地域・社会課題解決に向けたマッチング、社会的インパクト評価
令和2年度から令和6年度までの5年間の事業であり、最終的には地域における持続的な課題解決事業の定着率を令和6年度に60%を目指します。
- (1) 地域戦略人材確保等実証事業
令和4年度から令和6年度までの3年間の事業であり、最終的には地域における人材の獲得・育成・定着を行う取組の定着率を令和8年度に70%を目指します。